

2025. 2 No.154

三井住友信託銀行

調査月報



時論

「20時間の壁」「130万円の壁」解消の方途.....1

経済の動き

細る労働供給の余力

～政策変更に伴う働き控えを考える～.....3

トランプ関税による国別影響比較

～輸出品目・貿易収支の観点でメキシコの影響が突出～.....12

時論

「20 時間の壁」「130 万円の壁」解消の方途

昨年 10 月の総選挙以来、「年収の壁」議論が喧しい。特段新しいテーマではないが、もう少し早く全国的话题に上っていれば、昨年の流行語大賞になったのではないかな。

「年収の壁」の一般的な理解としては、パートやアルバイトで働く人たちが、税金や社会保険料の発生に伴う手取りの減少を回避すべく働き控えを行い、その結果、「壁」のように現れる年収の頭打ち水準と定義できよう。この事態は、家計所得とともに消費需要の抑制要因ともなり、事業者側にも人手不足の深刻化という供給の制約要因ともなっている。解消を急ぐべきことは当然である。

政党・有識者・評論家・メディア等で活発な議論が行われていることは結構だが、百家争鳴にして時に「政争の具」と化し、事の本質が見えにくくなっている感がある。それは次の諸点の認識が共有されていないためではないか。

第 1 は、「年収の壁」というと「103 万円」がフォーカスされるが、パート勤務者本人にとっても、(以下、典型例でいえば)妻がパート勤務者である夫にとっても、「103 万円の壁」は本来、存在しないということである。年収 103 万円を超えると本人には新たに所得税が課されるが、手取りが減ることはなく、妻の年収が 103 万円を超えて配偶者控除が切れても配偶者特別控除が控えており、夫の手取りが減ることはない(非正規勤労者の年収分布において 103 万円前後で「壁」が観察されるのは税制以外の要因と考えられる)。

親の扶養親族である子供(主に大学生)にとっては、親が特別扶養控除を使えるようにアルバイト収入を 103 万円までに抑えるという「壁」はある。だが大学生のアルバイト年収は平均 40 万円弱であり、大多数の学生が「壁」に直面しているとは考えにくい。所得・需要・供給の制約要因としての経済全体への影響度は限定的であろう。

このように考えると「103 万円」は「壁」解消の主戦場とは言い難い。

第 2 は、「壁」解消策として基礎控除の引き上げを議論しても意味はないということである。

上記のように「103 万円」は制度上の重大な「壁」とは言い難く、扶養親族の子供の年収要件は特別扶養控除の問題であり(年収要件は 150 万円まで引き上げられる見込み)、社会保険制度に起因する「壁(後述)」には、税制上の仕組みである基礎控除では直接的対応はできないためである。

基礎控除の額を、例えば前回改正時(1995 年)以降の消費者物価の累積上昇率程度まで拡枠するインフレ調整は検討されてしかるべきだが、それによる手取りの増加が期待できる程度である。

第 3 は、社会保険制度に起因する「壁」は現行制度の枠内では解消困難ということである。

今般、厚労省は「106 万円の壁」を解消すべく、社会保険加入義務要件から月額賃金 8.8 万円(≒年収 106 万円)要件を撤廃し、週所定労働時間 20 時間以上のみとし、パート勤務者の社会保険料を事業主が一部負担する仕組みも導入する方針を打ち出した。

これによって容易に想像できるのは、「106 万円の壁」に代わって「20 時間の壁」が現れることである。20 時間を大幅に超えて働けば「壁」到達による手取りの減少をカバーできるが、家事・育児・介護等の事情もあり、誰もがそこまで増やせるわけではなかろう。20 時間未満でも賃上げによる収入増を良しとして、

今まで通り配偶者の扶養者(第 3 号被保険者)に留まることが選好されても不思議はない。

事業主もただでさえ賃上げで頭を痛めている中で、社会保険料負担が加わり人件費コストがさらに増える事態は回避したい。人手不足とのせめぎあいではあるが、パート勤務者の労働時間を 20 時間未満に抑える誘因となる。また、パート勤務者の社会保険料負担を肩代わりできる中小企業は多いとは考えにくく、パート勤務者間でも週労働時間 20 時間を境に待遇格差と不公平感を生むことになる。社会保険料肩代わりを選択する事業主は少数にとどまるのではないかな。

こうした事情から、「20 時間の壁」は意外と高くなる可能性がある。

「20 時間の壁」を働き控えて回避しても、すぐ先には第 3 号被保険者から外れて自身の社会保険料負担が生じる「130 万円の壁」が立ちはだかる。「壁」到達によって手取りは 20 万円超減少するが、将来の給付は扶養者の時と同様に基礎年金だけであり、「106 万円の壁」の時のような厚生年金の上乗せはない。パート勤務者が立ち止まるのも当然である。

賃上げ＝時間給アップが進むと「130 万円の壁」までの距離は短くなる。パート勤務者は年収を 130 万円未満に抑え、第 3 号被保険者に留まるべく、週労働時間を 20 時間→19 時間→18 時間・・・と減らす行動に走る可能性がある。賃上げが社会保険制度に起因する「壁」を高くする方向に作用することになる。

第 4 は、上記から明らかなように、社会保険制度に起因する「壁」を解消するには、手取り減少分の補填措置などではなく、抜本的・長期的改革が必要ということである。

改革策として浮上しているのは「第 3 号被保険者制度の廃止」である。「20 時間の壁」「130 万円の壁」が発生する根本的要因を突き詰めると、「社会保険料負担なしに基礎年金が受給できる」という同制度の特権領域の存在に行き着く。「社会保険制度を世帯単位から個人単位に」と考え方を転換し、第 3 号被保険者制度を廃止し、多寡にかかわらず収入に応じた社会保険料を支払い、収入がない専業主婦(夫)の社会保険料は夫(妻)が支払うことになれば、社会保険制度に起因する「壁」はなくなる。

だがその場合でも、①自営業者・農業者・無職者など第 1 号被保険者が支払う国民年金保険料が厚生年金保険料よりかなり高くなる(給付は基礎年金のみ)という負担格差が生まれる、②疾病・障害・介護などで働きたくても働けない人(いわゆる「弱い 3 号」)は無年金ないし低年金となりかねず、「国民皆年金」の理念が揺らぎ、格差拡大を助長する一といった不公平・副作用を生む。

このような問題が出てくるのは、負担と受益の対応関係に立脚する社会保険の理念と、セーフティネット的な思想を内包する国民皆年金(特に基礎年金)の理念とは、そもそも矛盾するためではないかな。

この問題に対する解決策としては、一部の経済団体や専門家が提言するように、第 3 号被保険者制度の段階的な縮小・廃止とともに、基礎年金は社会保険方式ではなく、セーフティネット的な思想と親和性がある税方式とし、国民年金保険料も廃止することが望ましいと考える。基礎年金の主要財源は消費税を中心に手当てする必要がある。

併せて「壁」解消の直接的方策ではないが、家計の税・社会保険料負担における応能負担の強化を企図し、所得控除の縮減と税額控除の拡充をセットにした「給付付き税額控除」の導入も検討されてよい。

いずれにせよ、腰を据え、時間をかけた議論が必要であろう。政府・政党・政治家は今後の選挙を睨んだアピールを狙い、拙速で小手先の成果を求めるようなパフォーマンス的行動は厳に慎むべきだろう。

(専門理事 調査部主管 主席研究員 金木 利公)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。

細る労働供給の余力

～政策変更に伴う働き控えを考える～

＜要旨＞

人手不足が深刻となる中、賃金上昇に伴い発生する就労控えへの対応として、いわゆる収入の壁の引き上げの議論が過熱している。日本の労働供給力の余力を失業者や追加的な就労の意思を有しながらも働いていない未活用労働力という観点から確認すると、雇用の拡大が進んだ分縮小しているものの、それでも 2023 年時点で 400 万人超存在する。そのうち半分近くを占める失業者については、職種や仕事内容に関するミスマッチの壁があり、その解消は簡単ではない一方、収入の壁の影響を受けやすい追加的な就業を希望する人の活用余地は残されていると考えられる。

2016 年以降実施されてきた収入の壁に関連する主な政策変更の影響をみると、社会保険の適用拡大は、事業者、労働者ともに、社会保険適用を推進する動きと、逆に適用を回避する動きの両方がみられるが、第 3 号被保険者では回避する傾向が強い。一方、2018 年から実施されている配偶者控除の引上げは、施策の目的通り働く時間を増やす意向を促すものの、増やすとしても収入の壁の範囲内にとどまる。

今後、収入の壁の更なる引上げや社会保険適用の拡大は必至である。収入の壁が動けば次の壁の範囲内で働く時間を増やす可能性はあるものの、社会保険加入の時間要件（週労働時間が 20 時間以上）は残るため、むしろ就業時間を減らす効果が大いとも考えられる。ただでさえ細る未活用労働力を活用する上では、ミスマッチの解消とともに、第 3 号被保険者制度の見直しや時間の壁への取り組みも必要と考える。

1. はじめに

103 万円の壁や 106 万円の壁等、いわゆる収入の壁に関する議論が過熱している。これらの議論には、①減税による消費喚起策としての側面や、②昨今の生活必需品の値上がりを受けた貧困対策（インフレ調整）の側面、さらに③賃金上昇に伴い発生する就労控えへの対策など様々な側面を有しており、どこに焦点を当てるかで議論も拡散しやすい。本レポートでは、③の側面に焦点を当て、日本の労働供給力の現状を確認するとともに、政策変更に伴う働き控え等への影響について考察した。

2. 未活用労働力の現状

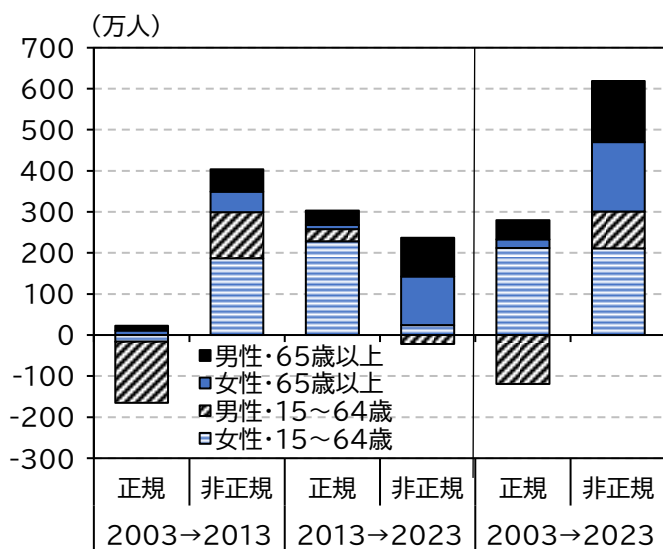
（1）雇用の拡大で減る未活用労働力

はじめに、少し長いスパンで雇用状況を確認する。2003 年～2023 年の 20 年で正規雇用は約 300 万人増、非正規雇用も約 210 万人増となるなど雇用が拡大した（次頁図表 1）。この期間を、前半 10 年（2003 年～2013 年）と後半 10 年（2013 年～2023 年）に分けてみると、前半には雇用

者総数は増えたものの、主に現役世代の正規雇用が減少し、非正規雇用が増加するなど「質より量」の雇用拡大であった。後半 10 年については、非正規雇用以上に正規雇用が拡大しており、特に現役世代の女性の雇用拡大が目立った。非正規雇用拡大の主役は前半 10 年が現役世代の女性であったのが、65 歳以上の高齢者に変化したのが分かる。

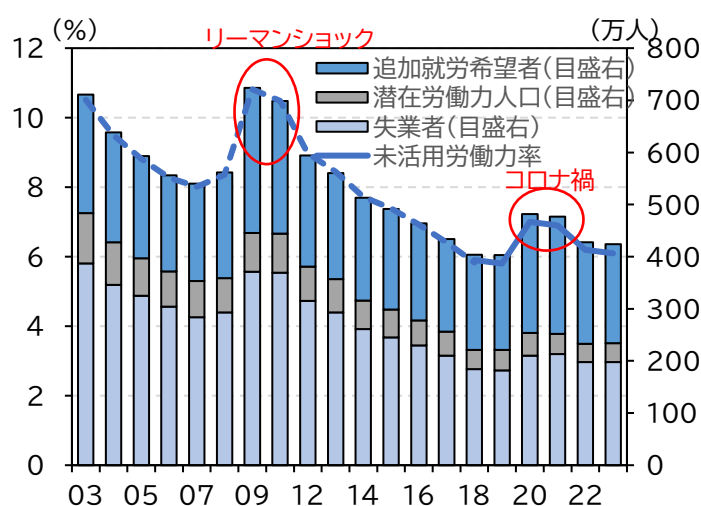
大幅に雇用が拡大した分、働く意欲はあるのに働いていない未活用労働力¹（失業者＋追加就労希望者＋潜在労働力人口）は、リーマンショックやコロナ禍の時期を除いて減少傾向で推移しており、2003 年の 711 万人（10.5%）から 2019 年には 403 万人（5.7%）まで減少した。その後はコロナ禍を挟んでやや増加し 2023 年には 424 万人（6.0%）となっている（図表 2）。

図表1 男女・年齢・雇用形態別にみた雇用者数の推移



（資料）総務省「労働力調査」

図表2 未活用労働力(率)の推移



（注）2018 年よりは推計値。

（資料）総務省「労働力調査」

¹ 未活用労働力は ILO 決議において、以下の 4 つの指標が示されており、本レポートでは LU4 を用いた。指標に用いられる概念定義は次のとおり。

失業者：就業しておらず、1 か月以内に求職活動を行っており、すぐに就業できる者（完全失業者は月末 1 週間に求職活動を行った者）。

追加就労希望者：就業時間が週 35 時間未満の就業者のうち、就業時間の追加を希望しており、追加できる者。

潜在労働力人口：就業者でも失業者でもない者のうち、拡張求職者（1 か月以内に求職活動を行っており、2 週間以内に就業できる者）、あるいは就業可能非求職者（1 か月以内に求職活動を行っていないが、就業を希望しており、すぐに就業できる者）のいずれかである者。

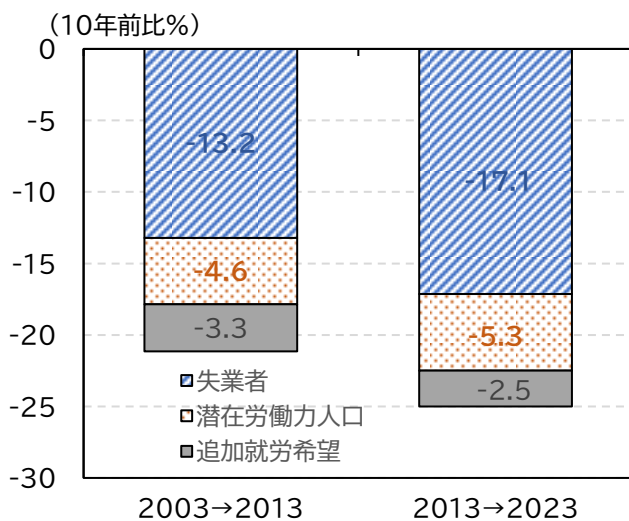
未活用労働指標 1 (LU1)	=	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標 2 (LU2)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標 3 (LU3)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標 4 (LU4)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100 (\%)$

(2)さらなる失業者の活用にはミスマッチの壁

未活用労働力のうち、特に失業者は約 200 万人超減少しており、未活用労働力減少分の 6 割超を失業者の減少が占める(図表 3)。

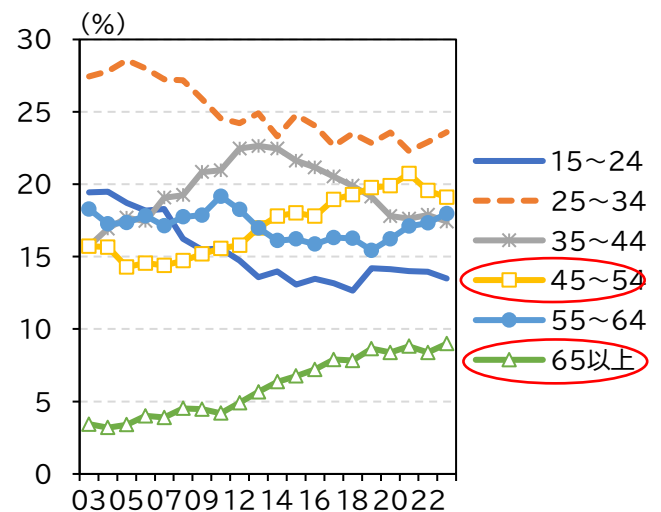
失業者が大きく減少したとはいえ、なお 200 万人程度いることからまだまだ活用余地がありそうにみえるが、失業者のうち、経済構造の変化やミスマッチによって発生する構造的失業者は 2.8% (2023 年末)、実数にして約 190 万人程度という試算²もあり、活用といってもそう簡単なことではないとみられる。実際、失業者の年齢別内訳をみると(ここではデータの制約上完全失業者のデータを使用する)、割合が最も多いのは 25～34 歳という点は変わらないものの比率は大きく低下しており、代わりに団塊ジュニア世代が年齢を重ねたこともあり 45～54 歳の割合が上昇し 2 番目に多く占めるようになった。また割合は低いものの、65 歳以上の増加が目立つ(図表 4)。

図表3 未活用労働者の10年前比寄与度



(資料)総務省「労働力調査」

図表4 失業者の年齢別構成比の推移

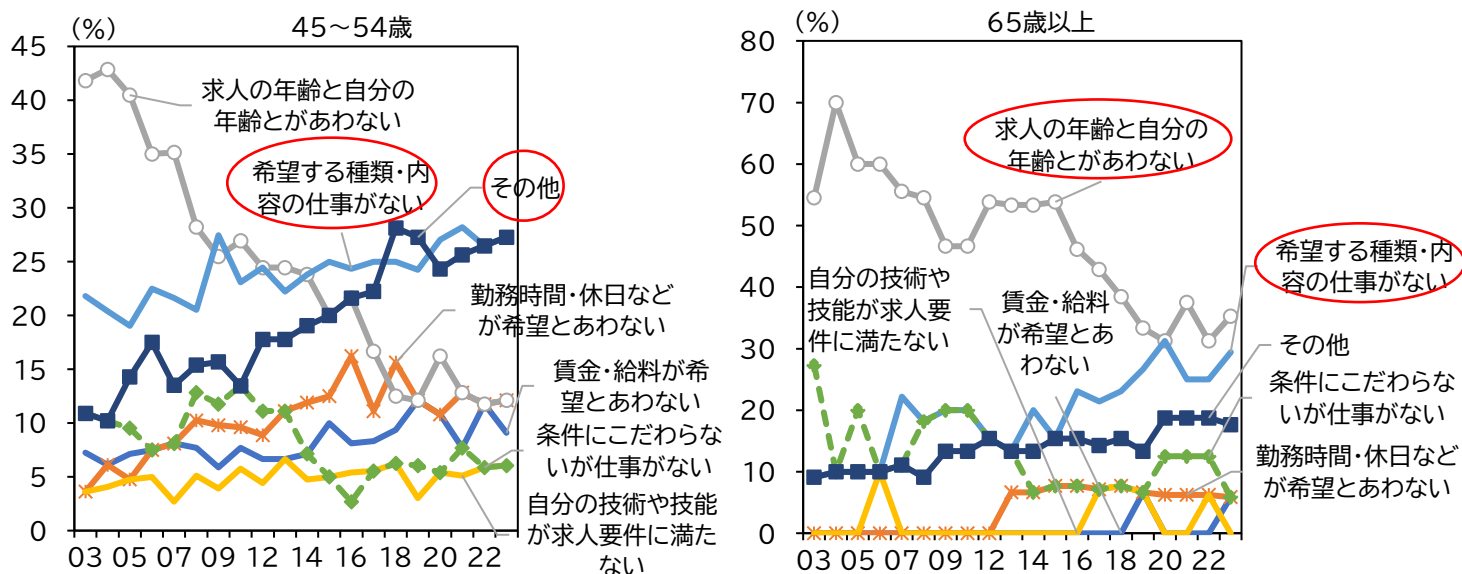


(資料)総務省「労働力調査」

45～54 歳、及び 65 歳以上について仕事に就けない理由をみると、45～54 歳では、求人の年齢とのミスマッチは大幅に減る一方で、希望する種類・内容の仕事がない、その他の理由が最も多くなっている。また、65 歳以上については、求人の年齢とのミスマッチはかなり減ってきてはいるもののなお最も多い理由に挙げられており、次いで希望する種類・内容の仕事がないが増えている。年齢や賃金、労働時間等の労働条件のミスマッチの解消は進んできたものの、職種や仕事内容に関するミスマッチがむしろ増加するなど依然としてミスマッチの壁が残る(次頁図表 5)。

² 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「統計トピックス:均衡失業率、需要不足失業率」

図表 5 失業者の仕事に就けない理由別構成比



(注)失業者は完全失業者の数値をとった
(資料)総務省「労働力調査」

(3)残る追加就業希望者の活用余地

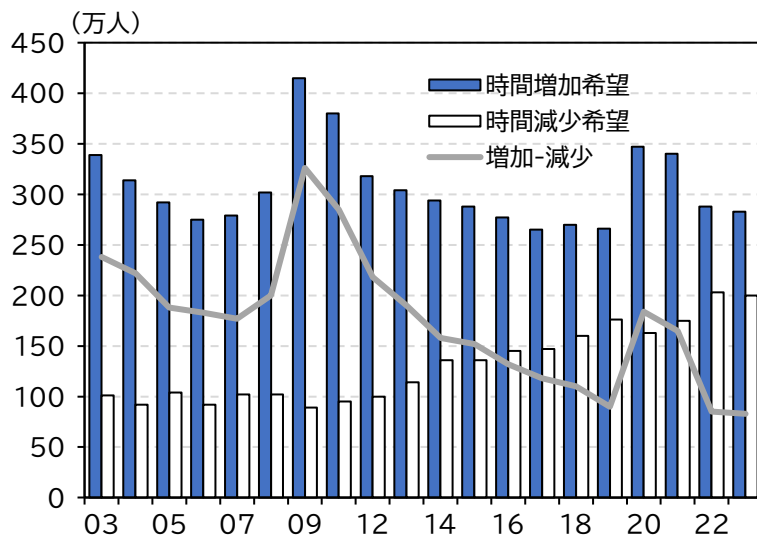
このように未活用労働力が減っていてミスマッチも残る中、労働力を増やす余地は、収入の壁に影響されやすい追加就業希望者のみと考えられる。実は追加就業希望者数自体は、2003 年の 220 万から 2023 年においても 190 万人とそれほど大きく減少していない。

統計上の制約もあり、以下では週 35 時間未満のうち実現可否にかかわらず就業時間の増加・減少希望者について確認すると、増加希望者の数はリーマンショックやコロナ禍を除いてほぼ 250 ~300 万人程度にある一方で、減少を希望する人が 2012 年を底に増えている(次頁図表 6)。増加を希望する人から減少を希望する人の差を純希望者としてその推移をみると、足元では 100 万人を割り込んでいる。年齢別に純増加数(増加希望-減少希望)をみると、コロナ禍の 2020 年、2021 年を除き、2018 年からすでに 65 歳以上は減少希望超となっており、25~34 歳も足元で減少希望超である(次頁図表 7)。

増加希望超で最も多いのが 45~54 歳で、次いで 35~44 歳、15~24 歳である。就業構造基本調査によれば、非正規雇用者のうち 25%(4 人に 1 人)が就業調整³をしており、就業調整をしている人の年齢構成としては最も多いのが 45~54 歳で、有配偶女性に限るとその割合は 36%に上る(次頁図表 8)。こうしてみると、増加希望超の数がそれほど減っていない(実現できていない)のは収入の壁の影響が大きく、壁が見直されれば就労拡大につながる可能性は残されていそうである。

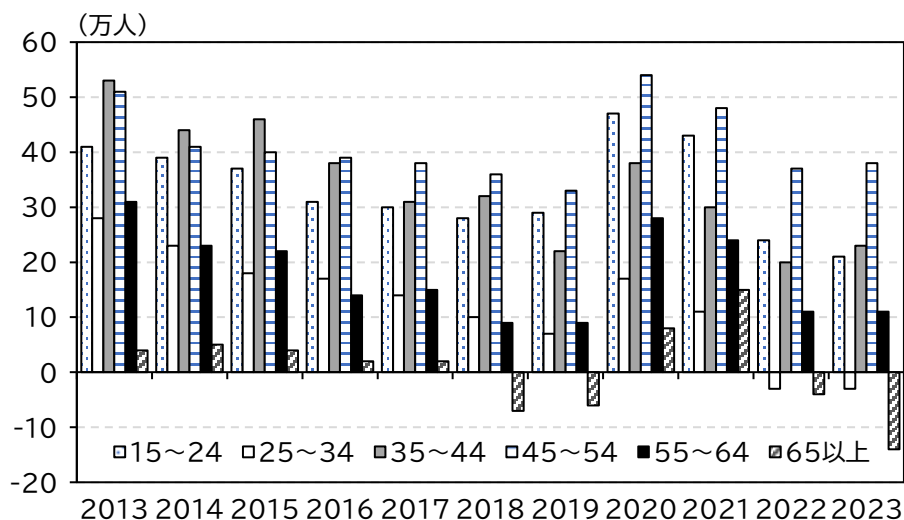
³ パートタイム総合調査(令和 3 年調査)によれば、就業調整をしている人の割合は全体で 15.9%、有配偶の女性では 21.8%。なお、就業構造基本調査とパートタイム総合調査の結果に違いが生じるのは、前者が就業時間や日数に関係なく職場での呼称に基づく調査であるのに対し、後者は職場での呼称にかかわらず、1 週間の所定労働時間が正社員より短い労働者(短時間正社員は含まない)に対する調査であるなど調査対象者が異なることによる。

図表 6 就業時間の増加・減少を希望する就業者



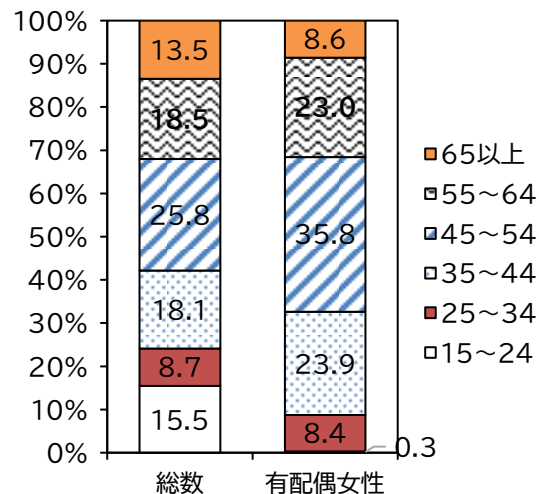
(資料)総務省「労働力調査」

図表 7 年齢別純増加希望者(増加希望-減少希望)



(資料)総務省「労働力調査」

図表 8 就業調整している人の年齢構成



(資料)総務省「就業構造基本調査(2022 年)」

3. 政策変更によって働き方(働かせ方)はどう変化するか

そこで以下では、政策変更によってどの程度変化がみられたのかを、労働政策研究・研修機構による事業者及び労働者に対するアンケート調査を用いて確認する。

収入の壁に関連する政策変更は 2016 年以降順次実施されてきている(次頁図表 9)。主だったものとしては、(ア)2016 年 10 月から一定の要件を満たす短時間労働者への社会保険適用が義務付けられたことで 106 万の壁が新たに登場、(イ)2018 年 1 月から配偶者控除が 103 万から 150 万へ引き上げられ(配偶者である者の税の壁は 103 万から 150 万へ)、(ウ)2022 年 10 月から社会保険適用要件の引き下げ(勤務期間が 1 年以上→勤務期間 2 ヶ月、企業規模 501 人以上→企業規模 101 人以上)、そして(エ)2024 年 10 月からは社会保険適用要件がさらに引き下げられた(企業規模 101 人以上→企業規模 51 人以上)ところである。

図表 9 これまでに実施された収入の壁に関連する政策変更

【2016 年より前の状況】

【税制上】	有配偶者:基礎控除38万+所得控除65万=103万以下であれば非課税
	勤労学生:基礎控除38万+勤労学生控除27万+所得控除65万=130万以下であれば非課税(ただし、103万を超えると親の扶養親族からは外れる)
【社会保険上】	<時間要件> 短時間労働者は所定労働時間が週30時間以上、ひと月の労働日数が15日以上で適用義務が発生
	<収入要件> 有配偶者: i) 扶養者が自営業者:なし(自ら全額保険料負担) ii) 扶養者が会社員(第3号):130万以下は保険料負担なし
	勤労学生:原則として学生は社会保険の適用対象外(ただし、130万超は勤労学生に非該当)

(注1)税制上の記述は本人の所得税に関する部分

(注2)時間要件は正社員の週所定時間が40時間の場合

(資料)厚生労働省審議会資料等より作成

【2016 年以降の主な政策変更】

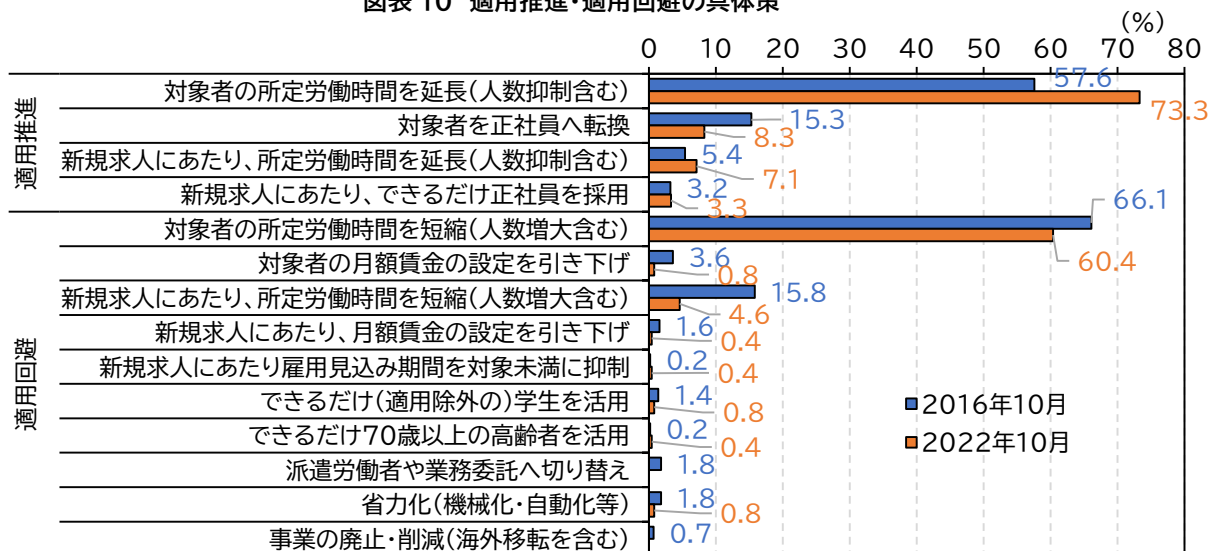
	施行日	主な改正事項
(ア)	2016年10月	社会保険適用拡大(①週20時間以上、②月額8.8万(106万)以上、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤企業規模501人以上)
(イ)	2018年1月	配偶者控除引上げ103万→150万 *150万超は段階的縮小201万まで特別控除有
(ウ)	2022年10月	社会保険適用拡大(①週20時間以上、②月額8.8万(106万)以上、③勤務期間2ヵ月以上、④学生は適用除外、⑤企業規模101人以上)
(エ)	2024年10月	社会保険適用拡大(①週20時間以上、②月額8.8万(106万)以上、③勤務期間2ヵ月以上、④学生は適用除外、⑤企業規模51人以上)

(注)この表に記載する以外には、2017 年 4 月～、500 人以下の民間企業であっても労使合意に基づいて社会保険適用できる特例適用(任意)の開始がある。

(1)事業者側の対応(意向)

まず事業者側の対応について、社会保険適用変更のうち(ア)と(ウ)についてみると、社会保険適用対象事業者が政策変更によって雇用管理を見直した割合は、2016 年時は 50%、2022 年時は 38%であった。見直しの具体策としては(図表 10)、社会保険の適用を推進する見直しと回避する見直しの両方があり、対象企業が異なる点や見直しを実施した割合も異なることから一概には言えないものの、推進策、回避策ともに労働時間の延長ないし短縮で対応する割合が多い点は共通している。また、2016 年はどちらかというと適用を回避するための見直しの割合の方が高い傾向があったが、2022 年は 2016 年より従業者規模が小さい企業への適用にもかかわらず、適用を推進する見直しの割合が総じて高い。これは、企業経営者の意識が変わったという受け止め方もできる一方で、2016 年には取れていたような回避策(人手を増やす、適用対象外の人に替えるなど)を容易にはとれないほど人手不足が深刻化している可能性を示しているとも受け取れる。

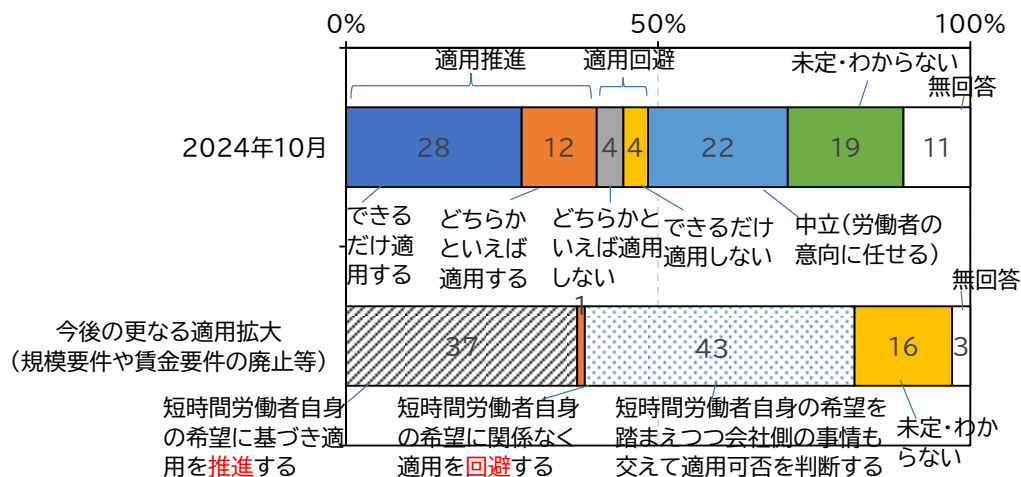
図表 10 適用推進・適用回避の具体策



(資料)独立行政法人 労働政策研究・研修機構「調査シリーズ No.243『社会保険の適用拡大への対応状況に関する調査』及び『働き方に関するアンケート』」、「調査シリーズ No.182『社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査』及び『社会保険の適用拡大に伴う働き化の変化等に関する調査』」

社会保険適用変更の(エ)、ないし足元で議論となっているさらなる適用拡大の動きに関しては、調査時点では実施されていないため、事業者の意向を聞いている(図表 11)。いずれも、適用を推進する割合は4割程度を占め、明確に回避するという意向を大きく上回っている。しかしながら、労働者の意向に任せる、あるいは労働者の希望を踏まえつつ判断するという回答も多く、その意味では半数以上が態度を決めかねているというのが実情のようである。

図表 11 今後の適用拡大に対する意向



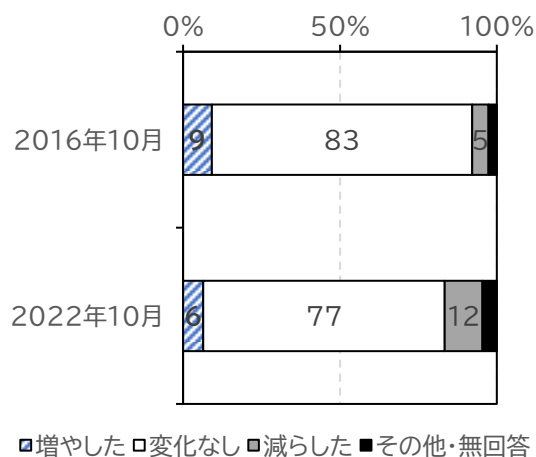
(資料)図表 11～13 は図表 10 と同じ

(2)労働者側の対応(意向)

次に、労働者側の対応(意向)をみると、政策変更によって働き方(ここでは所定労働時間の長さ)を変えた人は、2016 年時点(ア)では増やした人が 9%、減らした人が 5%、2022 年(ウ)では増やした人が 6%、減らした人が 12%と 2022 年の方が減らす人の割合が高いものの、全体としては、働く時間を変えていない人が 8 割程度を占める(図表 12)。

また、今後の社会保険の適用拡大に対する意向としては、全体としては適用を受容する人の割合が回避する人を上回っているものの、年齢別にみると60歳代、社会保険の加入状況別には第3号で回避が受容を上回るなど、特定の層における壁の根強さも伺われる。なお、全体でみれば「分からない」の割合が高く、必ずしも懸念されているような就労調整(回避行動)の動きが広がるとも言いきれない面がある(次頁図表 13)。

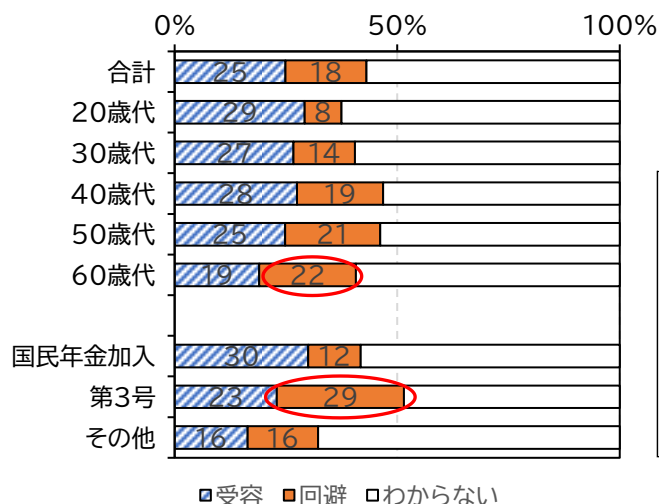
図表 12 適用拡大に伴う働き方の変化



■増やした □変化なし ■減らした ■その他・無回答

(注)2022 年は、適用拡大に当たり、フルタイム労働者(正社員含む)に転換したようなケースは含まれない

図表 13 今後の社会保険適用拡大に対する意向



受容: 厚生年金・健康保険が適用されるなら、正社員として働く(働きたい)
 厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える(維持できる)よう、所定労働時間を延長する(転職を含む)
 働き方(所定労働時間)はそのまま、厚生年金・健康保険に加入する

回避: 厚生年金・健康保険が適用されないよう所定労働時間を短縮する(転職を含む)
 自営業や個人請負等の独立した形態で働く(内職を含む)
 働くことをやめる

なお、(イ)の2018年1月の配偶者控除引き上げについては、アンケートの実施が2018年より前のものとなるため、就業調整を行っている労働者を対象にそうなった場合の対応意向を聞いている。働き方を変えようとする人の割合は38.3%、変えないとする人が30.4%、分からないが30.2%であった。このうち働き方を変えようとした人に具体的な変更内容を聞いたところ、最も多いのが自身の収入が103～130万円以下に収まるよう少しかだけ働く時間を増やすとする人が57.9%で、次いで130～150万円以下に収まるよう働く時間を増やすが40.6%となっており、配偶者控除(150万)を超えて働く時間を大幅に増やす人は4.7%と少数派であった。

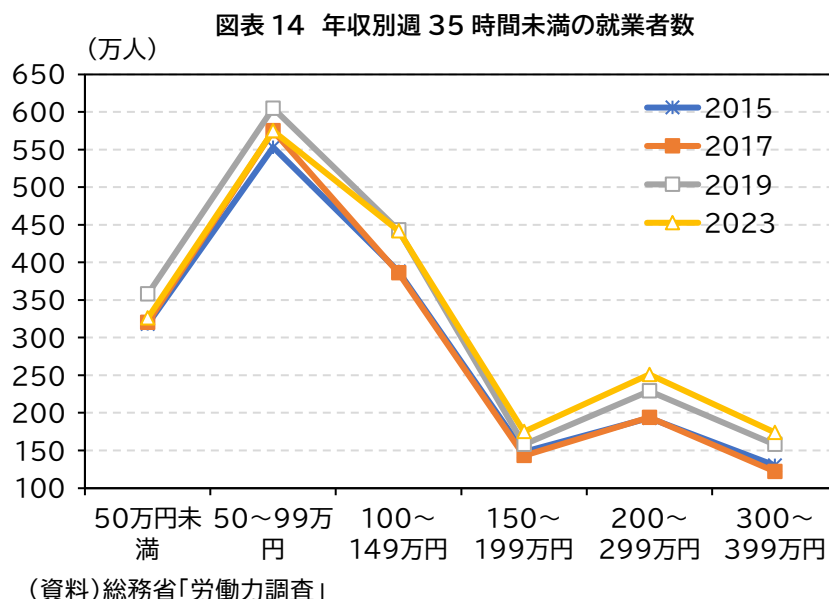
(3) 全体としては働く時間を増やす方向に作用するも、特定層では働き控えの動きも

以上の結果をまとめると、(ア)、(ウ)、(エ)の政策変更については、事業者、労働者ともに、社会保険適用を推進する動き(働く時間を延長する、正社員への転換等)と、逆に適用を回避する動き(働く時間を短縮させる、賃金水準の引き下げ、適用対象外の雇用を増やす等)の両方がみられるため働き方への影響は見定めがたい。ただし、第3号被保険者では回避する傾向が強い。一方、(イ)については、施策の目的通り働く時間を増やす意向を促すものの、増やすとしても収入の壁の範囲内にとどまる。

次頁図表14は週35時間未満の就業者全体について、上記(ア)、(イ)、(ウ)の政策変更前後に該当する2015年、2017年、2019年、2023年の時点の年収別の就業者数の変化をみたものである。必ずしも政策変更の影響とは関係ない変動も含むほか、統計の制約上、収入区分の詳細な部分まで確認することはできないものの、(ア)の変更を挟む2015年と2017年にかけては50～99万円の就業者がやや増えた以外ほとんど変化が見られない。一方、(イ)の変更を挟む2017年から2019年にかけては明らかに100～149万円の層が上方にシフトしており、それ以下の層でも増加がみられる。注目されるのは、年収の低い層のみならず正社員という立場が想定される200万円以上の層⁴でも増加がみられることである。特に(ウ)の変更を挟む2019年から2023年にかけては99万円以下の層で就業者が減少する一方、200万円以上の層で増加しており、正規化を後押

⁴ 令和5年賃金構造基本統計調査によれば、短時間労働者のうち正規雇用の平均年収(男女計・産業計・学歴計)は、男女計で293万(従業員規模1000人以上では372万、100～999人で339万、10～99人で238万)。

しした側面もありそうである。なお、150～199 万円の層だけは大きな変化がみられず、先のアンケート結果にあったように 130 万あるいは 150 万を超えないことが強く意識されている様子もうかがえる。



今後収入の壁の引き上げや社会保険の適用要件の更なる拡大という流れは必至である。上記でみてきたアンケート結果等を踏まれば、現状の賃金水準のままであれば、収入の壁が動けば次の壁までの範囲内で働く時間を増やす動きが増える可能性は高い。しかしながら、これまでのような(賃金が上がらないため)収入を増やすためには労働時間を増やすことが必要な世界から、働く時間を変えなくても賃金が上昇していく世界になれば、敢えて働く時間を増やそうというインセンティブは小さくなると思われる。むしろ、収入の壁が引き上げられても引き続き社会保険の 20 時間の壁が残るため、現状すでに 20 時間を超えて働いている人⁵が就業時間を減らそうとする効果の方が大きいといったことも考えられる。

ただでさえ細る未活用労働力を活用する上では、ミスマッチの解消とともに、働くことを抑止するインセンティブがある第 3 号被保険者制度の見直しや 20 時間の壁等への取り組みも必要と考える。

(調査部 経済調査チーム 貞清 栄子)

⁵ 厚生労働省によれば、2023 年度時点で 20 時間を超えて働いている短時間労働者のうち、企業規模要件(従業員 50 人以下)や賃金要件(月 8.8 万未満)から外れるため適用外であった人がそれぞれ 70 万人、110 万人いるとされる。

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。

トランプ関税による国別影響比較

～輸出品目・貿易収支の観点でメキシコの影響が突出～

<要旨>

1 月 20 日に第 2 期トランプ政権が発足し、多方面で政策変化が生じる見通しである。中でも関税引き上げ等通商政策の変化による影響は、最も発現確度が高く、広範囲に及ぶと考えられる。米中双方に対する輸出依存度が高いベトナム等の ASEAN 構成国のほか、米国と地理的に近いメキシコ・カナダ、中国向け資源輸出国である豪州・チリ・ペルーでは影響度が大きい。

更に米国向け輸出品目構成を踏まえて、米国内生産に代替される可能性まで加味すると、自動車部品の構成比が大きいメキシコは特に影響が大きく、他方で電気・電子機器や衣料品等の構成比が高いベトナムでは対米輸出エクスポージャーの大きさほどは影響が生じづらい。また、メキシコとベトナムでは、中国からの迂回輸出も一要因となって第 1 期政権時にトランプ氏が問題視した対米貿易黒字が急拡大しているため、個別の関税引き上げのターゲットとなる可能性が高い。複数の下振れリスクが重なるメキシコへの影響は突出して大きくなりやすいと見ている。

1. トランプ氏政策の各国経済への波及

1 月 20 日に第 2 期トランプ政権が発足し、就任初日からパリ協定離脱や南部国境問題に関する国家非常事態宣言等の政策方針が矢継ぎ早に示された。トランプ氏が主張していた政策が米国以外の地域経済に影響を及ぼす経路は、主として以下 3 つと考える。

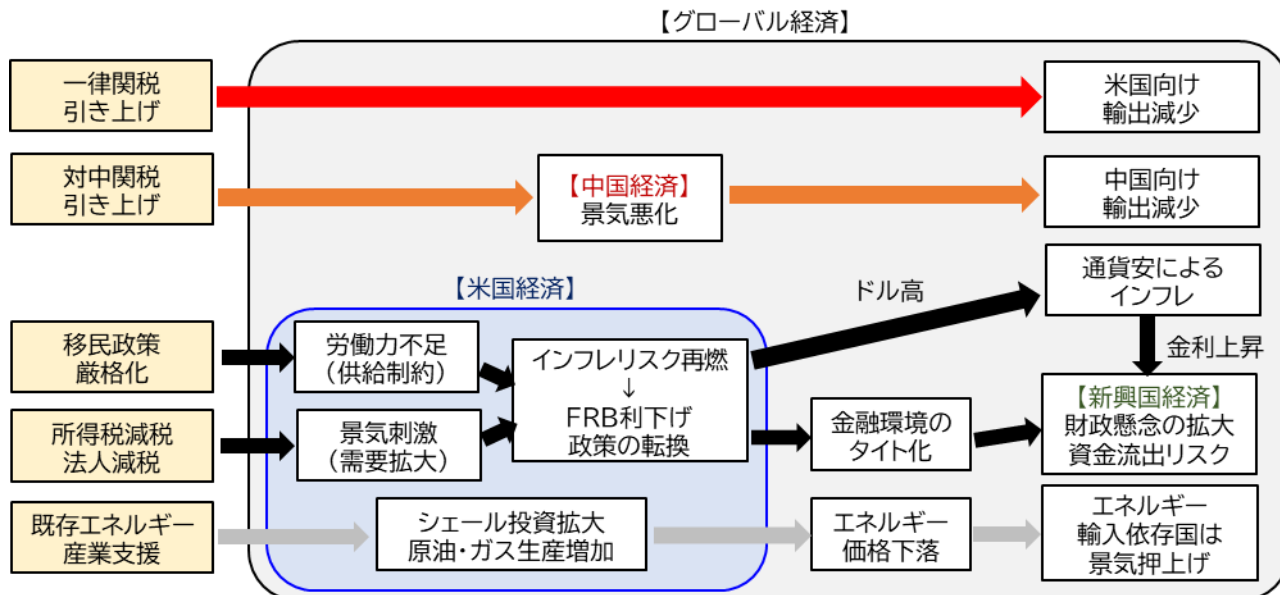
- ① 全輸入相手向けの一律関税賦課や対中国など個別の関税引き上げ
- ② 移民規制強化や減税による米国内のインフレリスク再燃と世界的な金融環境タイト化
- ③ 既存エネルギー産業向け支援による世界的なエネルギー価格の低下

米国による一律関税賦課は、各国の米国向け輸出に対して直接的な影響を及ぼす。また、第 1 期トランプ政権時と同様に対中関税の大幅な引き上げを実施する場合には、米国に次ぐ世界第 2 位の経済規模である中国で景気悪化につながる可能性が高く、各国の中国向け輸出が減少しよう。世界貿易量は停滞し、輸出依存度の高い国では特に経済への悪影響が拡大しやすい。

移民規制の厳格化は労働力不足による賃金コストの上昇を招くこと、減税は国内需要を拡大させることにつながり、米国のインフレ押上げ要因となる。FRB は 2024 年 9 月から 3 会合連続で利下げを実施したものの、インフレリスクの再燃を受け利下げペースの鈍化を示唆している。先行きで更に金融引締めスタンスを強めた場合には、世界的な金融環境のタイト化につながり、米国以外では総じてドル高の裏で通貨安となりやすい。特に財政面や対外収支面におけるファンダメンタルズが脆弱な一部の新興国では、資金流出リスクが顕在化する可能性が高まろう。

トランプ氏は「ドリル・ベイビー・ドリル（掘って、掘って、掘りまくれ）」とのスローガンのもと、自国の石油・天然ガスの増産によりインフレを押下げる方針を掲げている。エネルギー価格が低下すると多くのエネルギー輸入国の経済に恩恵が生じる。

図表 1 トランプ氏が掲げる政策がグローバル経済に波及する経路

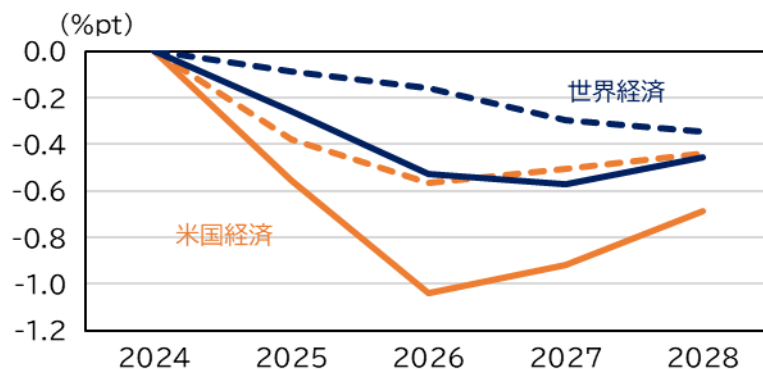


(資料)三井住友信託銀行調査部作成

以上 3 つの影響波及経路の中でも、早期に影響が波及しやすく顕在化する確度も高いのは、関税政策の影響である。米国の移民規制や減税が金融環境のタイト化、新興国の資金流出リスクに波及するまでにはタイムラグが生じる。また、シェール開発への投資増加から増産までにはさらに時間を要するため、大統領任期の 4 年間でエネルギー価格低下が生じるか不確実性は強い。

関税政策の経済影響について、IMF の推計では貿易政策の不確実性も含めて関税導入後 2 年程度の期間で世界の GDP を▲0.6%pt 程度下押しするとしており、影響は大きい(図表 2)。

図表 2 関税引き上げによる GDP への影響



(注) 2025 年央に米国が全世界に一律 10% の追加関税、米国・ユーロ圏・中国が相互に 10% の追加関税を賦課するケースを前提とする。点線は関税引き上げによる直接的な影響のみ、実線は関税による貿易政策の不確実性を考慮に入れた推計。

(資料)IMF

本稿では、各国の貿易動向、具体的には米中との貿易規模のみならず米国向けの輸出品目でも比較することにより、トランプ氏の関税政策による影響がどのような国で発現しやすいか考察する。なお、対象とする国は以下の通りとする。

【先進国】¹カナダ、日本、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、ドイツ、フランス、スペイン、イタリア、オランダ、英国

【新興国】インド、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア、タイ、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー、ハンガリー、ポーランド、トルコ、南アフリカ

2. 一律関税・対中関税引き上げの影響を受けやすい国

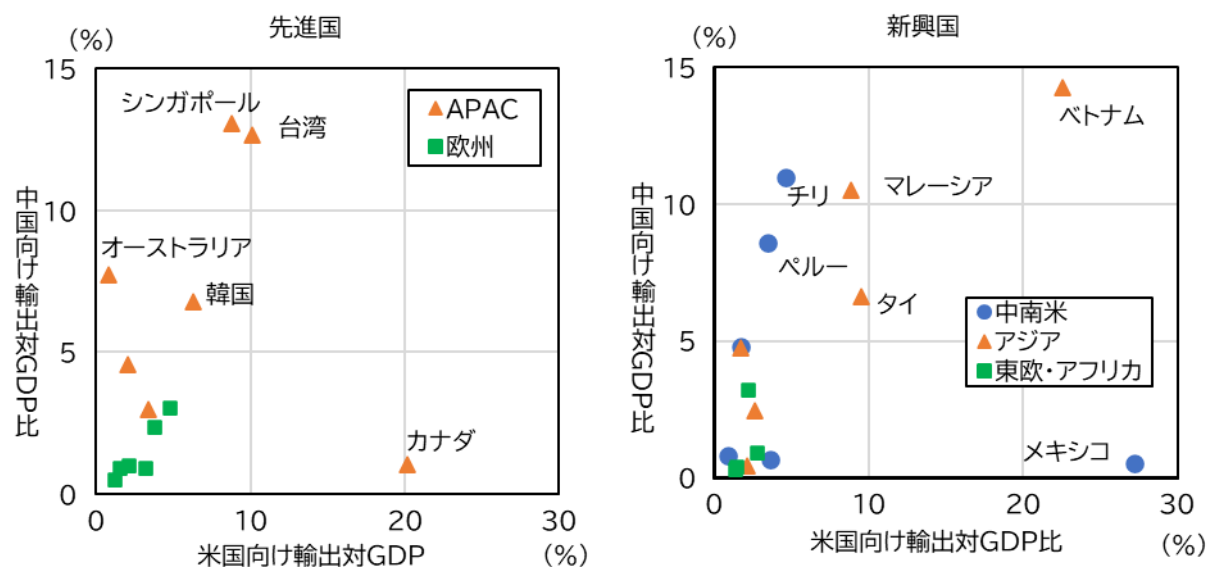
(1) 米中向けの貿易依存度

一律関税の賦課、対中関税の大幅引き上げによる各国経済への影響の大きさは、それぞれ米国向け輸出、中国向け輸出が経済規模比でどれほどのエクスポージャーをもっているかによって濃淡が生じよう。

各国の米国向け輸出、中国向け輸出の対 GDP 比を確認すると、ASEAN 構成国や台湾、韓国が双方のエクスポージャーが大きいことが分かる(図表 3)。ベトナムは輸出偏重の成長モデルにより外需依存度が高く、ASEAN の中でも特に影響が大きくなりやすい。

グラフの左上には豪州のほか新興国ではチリやペルーが位置しており、これらの国は資源輸出先としての中国向けエクスポージャーが大きい。対中関税の引き上げ時には中国の生産活動や設備投資の弱含みから資源需要にも下押しの影響が生じよう。他方、地理的条件から想定されるとおり、メキシコ・カナダは米国向け輸出のエクスポージャーが大きい。

図表 3 米国・中国向けの輸出額対 GDP 比



(注) データは 2023 年

(資料) CEIC より三井住友信託銀行調査部作成

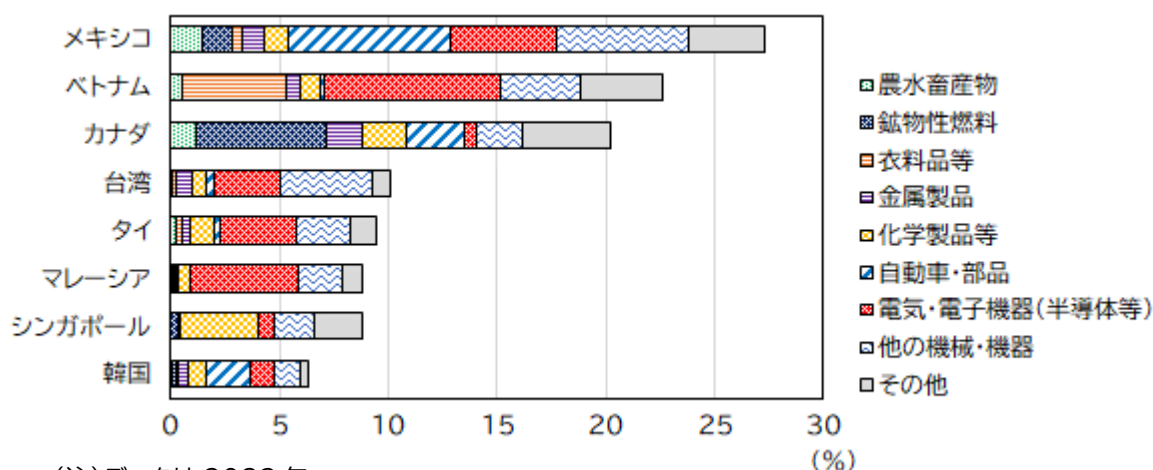
¹ 先進国・新興国は IMF の分類に準拠。

(2) 米国向け輸出品目による影響差

一律関税賦課による影響度は対米輸出のエクスポージャーに比例するとみられるものの、必ずしもそれだけでは十分ではない。米国内需要に変化がない限りにおいて、米国向け輸出の減少が生じるにはそれを代替する生産が必要となる。関税を一律で賦課した場合、その効果は均一に生じることから、個別関税が賦課された時のように他国からの代替輸出が増えることは想定しづらい。したがって輸出減少が生じるのは米国内生産に代替されるようなケースであり、それが難しい品目は、一律関税が賦課されても米国向け輸出量に大きな変化は生じないとみられる。

自国 GDP 比での米国向け輸出(前頁図表 3)が 5%超の 8 か国について、同指標を輸出額の品目分類構成比で按分したものを確認する(図表 4)。ベトナムを筆頭にメキシコ、マレーシア、タイ、台湾では半導体を含む電気・電子機器の比率が大きい。その他、自動車・部品の比率が大きいのはメキシコやカナダ、韓国であり、衣料品等の比率が大きいのはベトナムのみである。

図表 4 品目分類別に按分した米国向け輸出額対 GDP 比



(注)データは 2023 年。

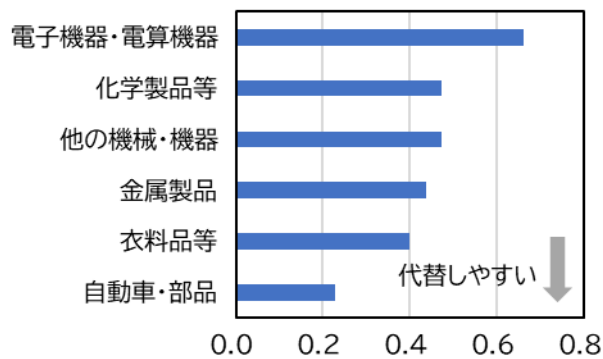
(資料)CEIC より三井住友信託銀行調査部作成

どのような品目分類が米国内生産に代替される可能性が高いかについては、品目分類内の個別品目、また同じ品目でも各製品の生産体制等によって異なるため、定量的に把握することは難しい。ここでは大まかな傾向をみるために、①米国の産業別の生産高に対する付加価値比率(次頁図表 5)、②米国の製品別の供給額に占める輸入比率(次頁図表 6)を判断指標として用いる。

付加価値比率(①)が高い品目は人件費等の製造コストが価格に占める金額が高いことから、生産拠点の変更が価格に与える影響が大きく、輸出品価格に関税コストが転嫁された場合でも米国内での代替生産に優位性が生じづらいと考えられる。

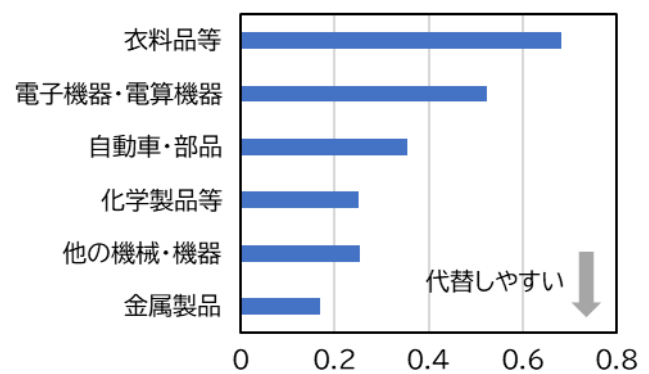
また、輸入比率(②)が高い品目は輸入品を代替できるほどの増産能力が米国内には不足していると推測され、中長期的に設備投資が進み国内生産能力が拡大した場合には代替可能性が高まることも考えられるが、短期的には国内生産への代替は難しい。したがって、①は不変的な条件、②は中長期的には変動しうる条件である。

図表 5 米国の産業別付加価値／生産比率



(注)データは 2023 年。米国 GDP 統計で産業別の総付加価値を総生産高で除したもの
(資料)CEIC より三井住友信託銀行調査部作成

図表 6 米国の製品別輸入／供給比率



(注)データは 2023 年。米国産業連関表の各製品における輸入額を総供給額で除したもの
(資料)米国 BEA より三井住友信託銀行調査部作成

これらを総合すると、最も代替が生じる可能性が高いのは自動車・部品である。他方、半導体等を含む電気・電子機器や衣料品等のように付加価値比率、輸入比率が高い品目では代替可能性が低い(図表 7)。

図表 7 品目毎の米国内生産代替可能性

	付加価値比率	輸入比率	代替可能性
自動車・部品	低	低	高位
金属製品	中	低	中位
他の機械・機器	中	低	中位
化学製品等	中	低	中位
衣料品等	中	高	低位
電気・電子機器(半導体等)	高	高	低位

(資料)三井住友信託銀行調査部作成

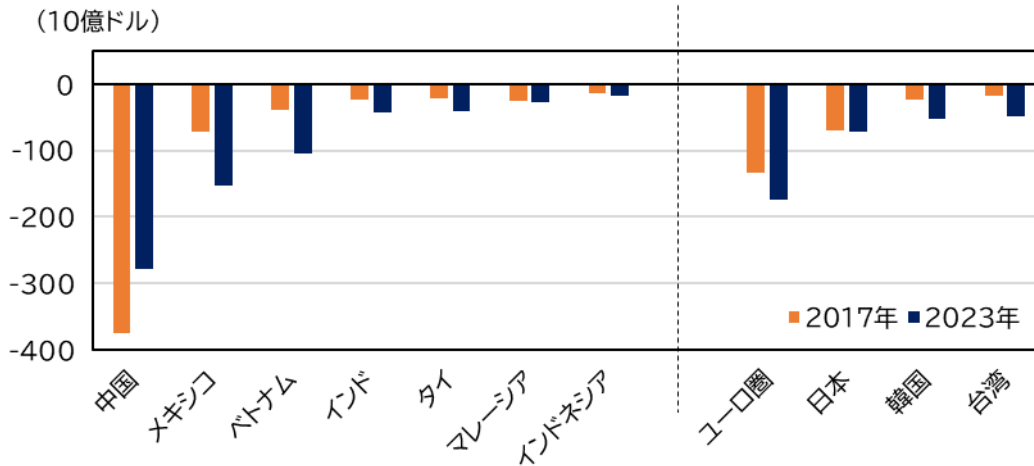
結論として、一律関税による影響は対米輸出に占める自動車の構成比が大きいメキシコで突出して拡大しやすく、その他ではカナダや韓国でも影響が生じやすい。他方、輸出品目の中心が電気・電子機器や衣料品等であるベトナムは、対米輸出エクスポージャーの大きさの割には影響が生じづらいと考える。

3. 中国以外で個別に米国の高率関税のターゲットとなりうる国

一律関税・対中関税の影響波及に加えて、第 1 期トランプ政権時の中国のように関税交渉の個別ターゲットとなった場合には、輸出が他国に代替されることで当該国の景気には大幅な下押し材料となる。トランプ氏が重視してきた米国の国別貿易収支を確認すると、直近では中国が依然として最大の貿易赤字相手国であり、メキシコ、ベトナムと続く(次頁図表 8)。ただし、第 1 期政権発足時の 2017 年時点から、対中国の貿易赤字が縮小している一方で、対メキシコ(▲0.6 兆ドル→

▲1.5 兆ドル)や対ベトナム(▲0.4 兆ドル→▲1.0 兆ドル)の貿易赤字が大幅に拡大している。

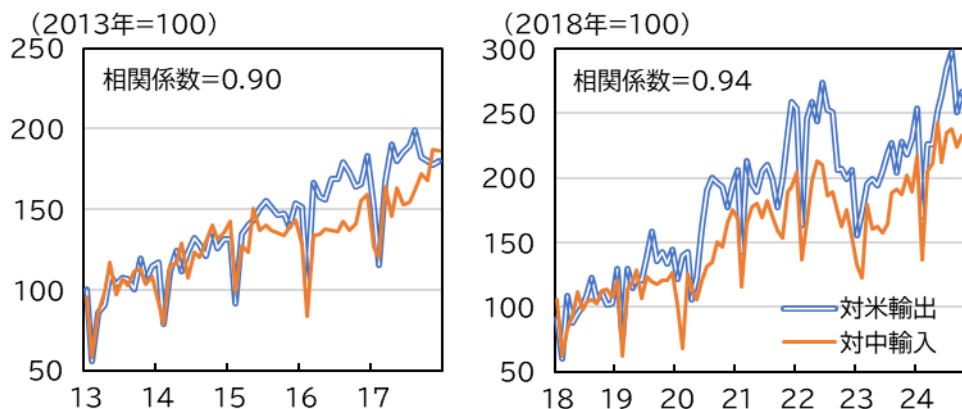
図表8 米国の国別貿易収支



(資料)CEIC

調査月報(2024 年 8 月号)²では、中国企業によるメキシコを経由した迂回輸出の要因もあり、メキシコの対米輸出と対中輸入の相関関係が、米中貿易摩擦勃発後の 2018 年以降に一段と高まった³ことを指摘している。同様の分析をベトナムについて行ったら、対米輸出と対中輸入の相関係数は、2013 年～2017 年の 0.90 から 2018 年から直近までの期間では 0.94 と僅かながら上昇している(図表 9)。ベトナムでもメキシコほどの顕著な傾向はみられないものの、中国企業による迂回輸出が拡大している可能性はあるだろう。

図表9 ベトナムの対米輸出・対中輸入



(資料)CEIC より三井住友信託銀行調査部作成

² 盛暁毅、三井住友信託銀行調査月報(2024 年 8 月号)メキシコの総選挙とニアショアリングの見通し、P5
https://www.smtb.jp/-/media/tb/personal/useful/report-economy/pdf/148_3.pdf

³ 2013 年～2017 年:0.65 2018 年～足元までの期間:0.84

米国の対メキシコ貿易赤字は対ユーロ圏に匹敵する水準に拡大している中、トランプ氏は 2024 年 11 月、また大統領就任後にもメキシコ製品に対する 25%関税賦課⁴について言及しており、既に個別関税のターゲットとなっている。メキシコより優先度は低いものの、ベトナムについても中国からの迂回輸出を問題視するトランプ政権の次のターゲットとなる可能性がある。

4. まとめ

本稿では、トランプ氏の関税政策による影響がどのような国で発現しやすいか確認するうえで、まず各国の対米・対中輸出エクスポージャーの状況から、ベトナム等の ASEAN 諸国では双方からの影響を受けやすく、またメキシコやカナダでは対米輸出の影響、オーストラリアや一部の中南米諸国では中国経済減速の影響を受けやすいことを確認した。

次に対米輸出の品目分類構成から、米国内生産に代替される可能性が高い自動車等の構成比が高いメキシコでは特に影響を受けやすく、他方で代替される可能性が低い電気・電子機器や衣料品等の構成比が高いベトナムでは対米輸出エクスポージャーの大きさほどは影響が生じづらいことを確認した。

また、メキシコやベトナムは対米貿易黒字の急増や、中国からの迂回輸出に利用されている疑いがあるため、個別の高率関税賦課のターゲットとなりやすい点からも悪影響が拡大することが懸念される。

輸出品目構成・対米貿易黒字の双方で下振れリスクが最大となるメキシコでは突出して影響が大きくなりやすいとみる。米中への輸出依存度が高く個別関税のターゲットともなりやすいベトナムも比較的影響は大きいと懸念されるものの、一律関税のみであれば影響は限定的に留まるだろう。

(調査部 シニアエコノミスト 村上 太志)

⁴ 薬物フェンタニル流入への対応としてカナダとともに関税賦課に言及されており、交渉次第で本件の実現性は不透明であるものの、メキシコの対米貿易ポジションの観点からは今後もメキシコが関税政策のターゲットとなる可能性は高い。

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。